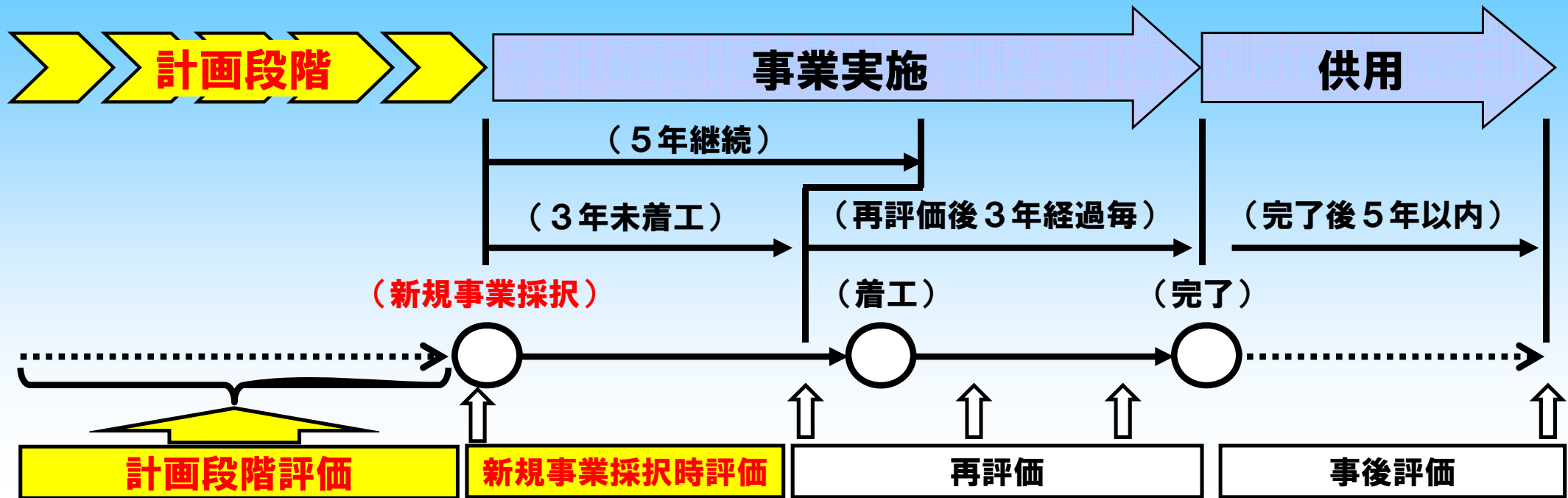


計画段階評価及び 新規事業採択時評価について

< 事業進捗と事業評価の流れ（公共事業（直轄事業等）） >



【計画段階評価】

新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの。

【新規事業採択時評価】

新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。

【再評価】

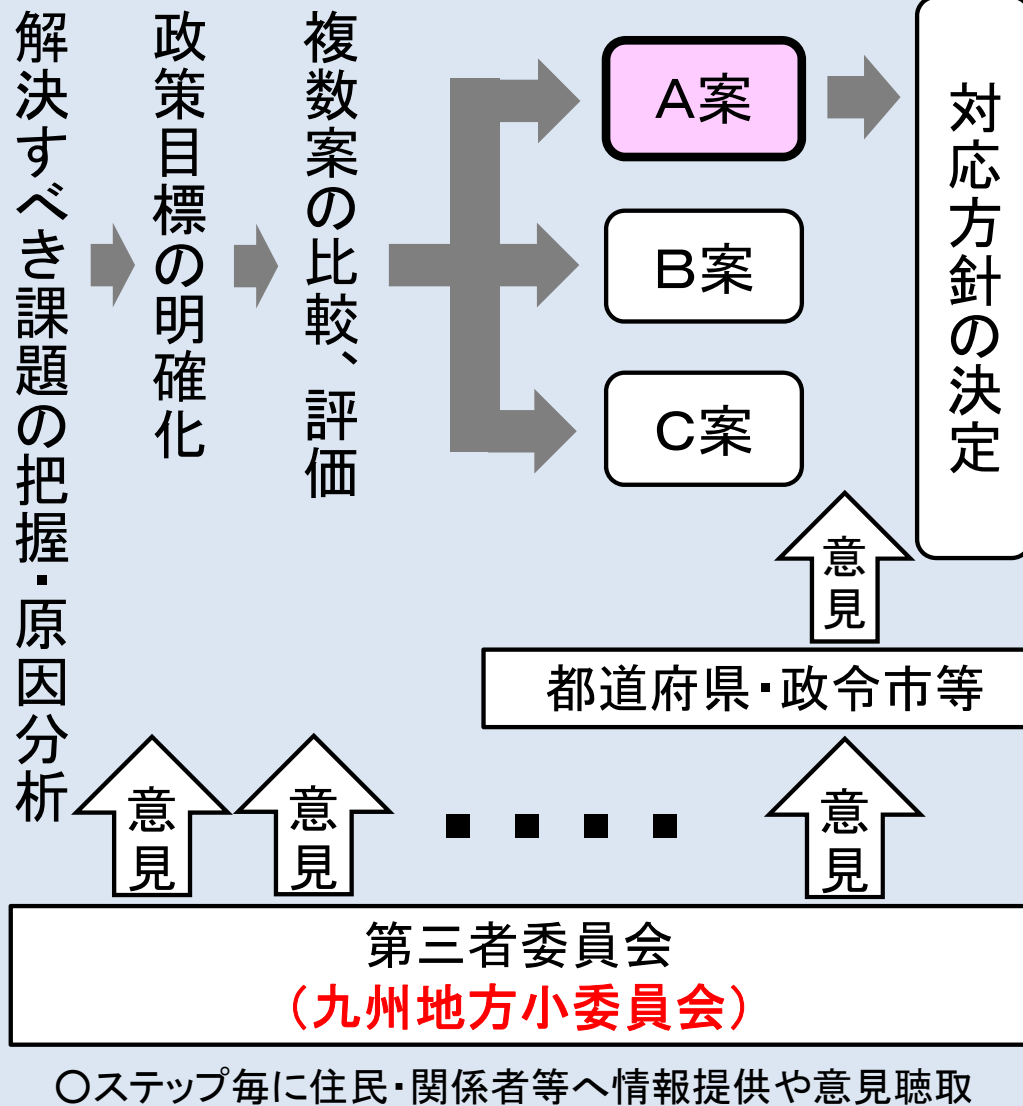
事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。

【完了後の事業評価】

事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

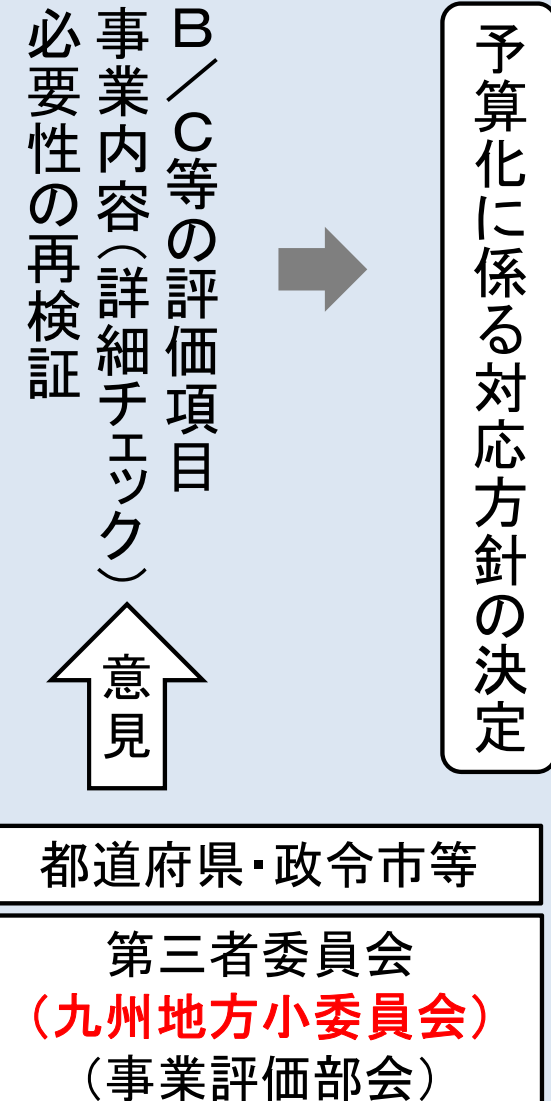
事業評価の流れ

計画段階評価



※必要がある場合

新規事業採択時評価



■小委員会の事務【九州地方小委員会運営規則(第2条)】

2. **計画段階評価、事業採択時評価**の審議対象事業に関し、九州地方整備局（以下「整備局」という。）が作成した対応方針(案)について**報告を受けること。**
3. 地方の道路事業の効率的な実施に関し、整備局からの報告を受けること。
4. 整備局から受けた報告に対し意見がある場合には、**調査結果を分科会長に報告すること。**



○事業評価部会

直轄事業等の事業評価にあたり意見を聴取すること等を目的として設置する。

今回、御審議頂く事項

■ 新規事業採択時評価

- ・一般国道497号(西九州自動車道)
松浦佐々道路
- ・一般国道10号高江拡幅

■ 計画段階評価

- ・有明海沿岸道路(Ⅱ期)
大牟田市～長洲町

一般国道497号(西九州自動車道)
松浦佐々道路

一般国道10号高江拡幅

有明海沿岸道路(Ⅱ期)大牟田市～長洲町

